

倫理指針改正によって変更された項目、注意すべき表記方法

改正後個人情報保護法の用語に合わせ、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」において用語の整理が行われました（使用用語を統一）。

また、倫理指針特有の表記もあるため、研究計画書等作成時に誤り易いと思われる表記例を挙げています。こちらに挙げた表記以外についても適宜、指針を参照して作成してください。

	改正後	改正前
1	用いない ・符号化、識別コード、仮 ID などの表現を用いる。 いずれも、個人とは無関係の符号を付与する。 (例 1) 個人を識別できる(氏名、○○)を<u>削除し、符号化</u>する。 (例 2) 個人を識別できる(氏名、○○)の情報を<u>削除し、識別コードを付与</u>する。 ※個人を識別できる情報を削除し、符号化した状態であっても、個人情報に該当する(仮名加工情報)。	匿名化 (改正後個人情報保護法では使用されていないため)
2	用いない (例 1) (符号化した) <u>対照表</u> (例 2) 識別コード表 等 ※いわゆる対照表についても研究責任者又は個人情報管理責任者が適切に取り扱う	対応表 (改正後個人情報保護法では使用されていないため)
3	仮名加工情報 個人情報ではない仮名加工情報も、指針の対象となる。 (他の情報と照合すれば特定の個人を識別できるもの)	新設
4	匿名加工情報 個人情報保護法が規定する方法で個人情報を加工し、個人情報として取り扱う必要のない状態にしたもの (特定の個人を識別することができず、元の個人情報に復元することもできないもの)	(旧 非識別加工情報)
5	研究対象者等への説明文書への記載内容の追加 *個人情報等の取り扱いについて 上記 1 で作成した、個人を識別できる情報を削除し、符号化(識別コードを付与)した情報も<u>個人情報として取り扱う旨を記載</u>する。	新設 (個人情報ではない仮名加工情報に相当する情報等への説明を加筆する必要がある)

6	情報公開の方法 研究対象者等に通知し、<u>研究対象者等が容易に知り得る状態に置く</u>	研究対象者等に通知し、又は公開する
7	試料・情報の<u>取得</u>（研究責任者等が実際に行う場合） 試料・情報の<u>収集・提供</u>を行う ※試料・情報の「提供」に係る場合は<u>収集</u>を用いる	試料・情報の収集
8	試料・情報の<u>廃棄</u> 情報等の<u>廃棄</u> 情報の<u>破棄</u> ※「情報」単独の場合のみ破棄	試料・情報の破棄
9	外国	海外
10	インフォームド・コンセントを<u>受ける</u> インフォームド・アセントを<u>得る</u>	インフォームド・コンセントを得る
11	措置を講<u>ず</u>る	措置を講じる